

衆議院

内閣委員会議録第十五号

昭和三十三年三月十四日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事相川 勝六君 理事高橋

理事石橋 政嗣君 理事受田

理事保科善四郎君 理事山本

恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四号)

正一君 等君

新吉君

大坪 保雄君 大橋 忠一君

大村 清一君 北 哈吉君

小金 義照君 辻 政信君

中川 後思君 永山 忠則君

眞崎 勝次君 稲村 隆一君

西村 力弥君 中村 高一君

出席國務大臣 中村三之丞君

運輸大臣 野木 新一君

人事院総裁 清井 淳君

総理府総務官(事務局長) 八卷淳之輔君

人政務次官 今松 治郎君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 哲君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月十四日

委員源田美朝君及び岡良一君辞任につき、その補欠として大橋忠一君及び中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

午前十時三十六分開議

第十九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十六条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

第二十一条に次の二項を加える。

海運局に、次長一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二条第六号を次のように改める。

第二十二条第六号の次に次の二号を加える。

六 運輸省の所掌事務に関する調査一般に關すること。

第二十二条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 運輸省の所掌事務に関する統計の企画、普及及び整理に關すること。

六の三 第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号の二を第二号とし、同項第十号中「海難救助の制度」を「遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度」に改め、同項第十四号の次に次の二号を加える。

八の六 駐車場に關すること。

八の七 第二十八条第一項第九号から第十三号までを次のように改め、第十三号の二から第十三号の四までを削る。

九 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十一 自動車車庫に關すること。

十二 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

十三 自動車分解整備事業の認定その他自動車整備事業に關すること。

十四の二 船舶の航行の安全に關すること。

十四の三 船舶の航行の安全に關すること。

十五 船舶の航行の安全に關すること。

十六 船舶の航行の安全に關すること。

十七 船舶の航行の安全に關すること。

十八 船舶の航行の安全に關すること。

十九 船舶の航行の安全に關すること。

二十 船舶の航行の安全に關すること。

二十一 船舶の航行の安全に關すること。

二十二 船舶の航行の安全に關すること。

二十三 船舶の航行の安全に關すること。

二十四 船舶の航行の安全に關すること。

二十五 船舶の航行の安全に關すること。

二十六 船舶の航行の安全に關すること。

二十七 船舶の航行の安全に關すること。

置の生産並びに軽車両、自動車用代燃装置及び自動車車庫に關する工业標準に関する事。

十五 道路運送車両その他の道路運送及び通達の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の改善需給の調査及びあつ旋並びに配分に關すること。

十六 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。

十七 倉庫業その他の保管事業に關する料金及び寄託約款に関する事。

十八 道路運送車両の使用及び保安に關すること。

十九 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に關すること。

二十 道路運送車両の使用及び保安に關すること。

二十一 飛行場の設置及び管理(第十号の二に掲げるものを除く)並びに検査に關すること。

二十二 第二十八条の二第一項第十号を次のように改める。

二十三 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十四 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十五 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十六 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十七 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十八 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

二十九 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十一 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十二 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十三 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十四 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十五 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十六 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十七 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十八 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

三十九 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十一 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十二 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十三 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十四 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十五 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

四十六 第二十八条の二第一項第十号を次に次の二号を加える。

第二十四条第二項を削る。

第二十六条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

第二十七条に次の二項を加える。

第二十八条に次の二項を加える。

第二十九条に次の二項を加える。

第三十条に次の二項を加える。

第三十一条に次の二項を加える。

第三十二条に次の二項を加える。

第三十三条に次の二項を加える。

第三十四条に次の二項を加える。

第三十五条に次の二項を加える。

第三十六条に次の二項を加える。

第三十七条に次の二項を加える。

第三十八条に次の二項を加える。

第三十九条に次の二項を加える。

第四十条に次の二項を加える。

第四十一条に次の二項を加える。

第四十二条に次の二項を加える。

第四十三条に次の二項を加える。

第四十四条に次の二項を加える。

第四十五条に次の二項を加える。

第四十六条に次の二項を加える。

第四十七条に次の二項を加える。

第四十八条に次の二項を加える。

第四十九条に次の二項を加える。

第五十条に次の二項を加える。

第五十一条に次の二項を加える。

第五十二条に次の二項を加える。

第五十三条に次の二項を加える。

第五十四条に次の二項を加える。

第五十五条に次の二項を加える。

第五十六条に次の二項を加える。

第五十七条に次の二項を加える。

昭和三十三年三月十四日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事相川 勝六君 理事高橋

理事石橋 政嗣君 理事受田

理事保科善四郎君 理事山本

恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四号)

正一君 等君

新吉君

大坪 保雄君 大橋 忠一君

大村 清一君 北 哈吉君

小金 義照君 辻 政信君

中川 後思君 永山 忠則君

眞崎 勝次君 稲村 隆一君

西村 力弥君 中村 高一君

出席國務大臣 中村三之丞君

運輸大臣 野木 新一君

人事院総裁 清井 淳君

総理府総務官(事務局長) 八卷淳之輔君

人政務次官 今松 治郎君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 哲君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月十四日

委員源田美朝君及び岡良一君辞任につき、その補欠として大橋忠一君及び中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和三十三年三月十四日

うものにつきましては、私どもの今までの取扱いいたしましては、職務上の秘密というふうに考えておりまして、これを発表することを差し控えておるような関係もございます。

以上のようなことでござりますので、正確を期するのがなかなかむずかしいということと、それから非常に時間的に急ぐという関係もござりますれば、大体正確と思われる人數くらいのところで衆参両院の中で恩給受給者に該当する方がどのくらいあるかということを検索することは可能ではなからうか、それ以上の問題になりますと相当調査に手間取るということにならう程度で御容赦を願いたいと思っております。

○中川委員 政府側から局長だけの御出席では議事を進めることができませんから、今松総務長官なり主管大臣

○福永委員長 今松総務長官は今登院の途中で、ごく短時間に来るようす

からそのままお待ちを願います。

今松総務長官に申し上げますが、委員各位には連日御精勤をいたしておりますので、政府側におかれましても

いよいよ今後十分の御注意を願いま

す。

○中川委員 その内容の問題につきま

しては次に譲るとしまして、先般私が

資料を要求したのに対しまして、恩給

局長から憲法の違反になるとか、ある

いは憲法上疑義があるとかいうので、

政府の答弁が一致しないからしばらく

休憩を委員長は宣せられたのでありますから、その後これに対する憲法違反があつたのであります。今おいでに

なつたばかりでまだ御存じないと思ひます、一応ごらんいただいて、政府はあいはかけた答弁を恩給局長にさせることにしたのかどうか、明確なる御答弁を願いたいと思うのであります。

○今松政府委員 お答えいたします。所用がございましておくれまして、連絡不十分でまことに申わせございません。先ほど中川委員の御質問に対しても恩給局長が答えた趣旨は、私はちよつと承わったのですが、どううことを探し上げて、どの点がまだ足りないか一向わかりませんが、政府の方で打ち合せをして、こういうように答弁をするとどうなことではありますけれども、早急にはできましたと思ひます。従つてもしそのうち

に特に御質問がありますならば、私が直ちに答えますか、また政府として調査して答えますか。実はこの問題は一々調べるのは不可能ではない点が多いと思ひますけれども、早急にはできいたしたいと思います。

○福永委員長 今松総務長官は今登院の途中で、ごく短時間に来るようすにならぬはつきり申し上げられますから

と、それでその人数によって類推して申しますが、やはり公務員の秘密を守るとかいうことはやはり公務員の秘密を守るところではないと思ひます。そういふに

はなれども、それはどうかと言われたけれども、それはどうかと言わ

いましたから、その御質問通りだとすればそれは憲法違反の問題にはならないだろう、そう私は答弁したのであります。そして、実は最初の中川先生の御質問

でございました。

○中川委員 これは重大な問題でございまして、今長官の御答弁によります

と、恩給局長は別に憲法違反になる

ことではありませんが、私は確かにそういうことを聞いた。それから法制局のあなた

の御答弁にも、その問題は憲法違反に

はならないと思いますと、いう御答弁が

あつたと思うのでございますが、これ

は私の聞き違いですか。できれば一つ

速記録を調べていただきたい。もし私

が、そういうことを恩給局長が言わな

いのに何かあげ足をとっているよう

でも思われる、私としてもなはだ

心外です。私は確かにそういうことを

寄せます。なお中川君が取り消し云々

のとき御答弁がございました。しかし恩給局長は憲法違反になる、あるいは憲法上疑義がある、こういうことで政局の答弁が食い違ひを生じたわけでござります。従つてただいま申し上げます。從つてただいま申し上げます。その結果、委員長から政府の答弁を統一するまで委員会を暫時休憩するかといたしまして、恩給局がございませんので、私は建設委員会に明確に政府として御答弁を願いたいと思います。長官からお願ひします。

○中川委員 お答えいたします。所用がございましておくれまして、連絡不十分でまことに申わせございません。先ほど中川委員の御質問に対しても恩給局長が答えた趣旨は、私はちよつと承わったのですが、どうしたことを探し上げて、どの点がまだ足りないか一向わかりませんが、政府の方で打ち合せをして、こういうように答弁をするとどうなことではありますけれども、早急にはできましたと思ひます。従つてもしそのうち

に特に御質問がありますならば、私が直ちに答えますか、また政府として調査して答えますか。実はこの問題は一々調べるのは不可能ではない点が多いと思ひますけれども、早急にはできいたしたいと思います。

○今松政府委員 私は憲法違反になることは考へておりません。その後御答弁がございませんので、私の要請いたしましたことが果して憲法違反になるのかどうか、この点をこの機会に明確に政府として御答弁を願いたいと思います。長官からお願ひします。

○福永委員長 今松総務長官は今登院の途中で、ごく短時間に来るようすにならぬはつきり申し上げられますから、それでその人数によって類推して申しますが、やはり公務員の秘密を守るところではないと思ひます。そういふに

はなれども、それはどうかと言わ

いましたから、その御質問通りだとすればそれは憲法違反の問題にはならないだろう、そう私は答弁したのであります。そして、実は最初の中川先生の御質問

でございました。

○中川委員 これは重大な問題でございまして、今長官の御答弁によりますと、恩給局長は別に憲法違反になる

ことではありませんが、私は確かにそういうことを聞いた。それから法制局のあなた

の御答弁にも、その問題は憲法違反に

はならないと思いますと、いう御答弁が

あつたと思うのでございますが、これ

は私の聞き違いですか。できれば一つ

速記録を調べていただきたい。もし私

が、そういうことを恩給局長が言わな

いのに何かあげ足をとっているよう

でも思われる、私としてもなはだ

心外です。私は確かにそういうことを

寄せます。なお中川君が取り消し云々

は、まさに憲法違反であるという発言をいたしましたか、あるいはそういう誤解を生ずる程度の発言でありましたか、それらを一つ速記録をよくご覧いただいて善処したいと思います。

○中川委員 委員長もお聞きになつたと思うのですが、委員長はどういうふうに聞かれましたか。——まあそれはよろしい。速記録に載つておりますから……。それでは調べていただきたい。いろいろ先ほど恩給局長から御答弁がございましたが、問題は職務上の機密といふところにあるだらうと思うのです。これが果して職務上の機密になりますか。たとえば長官も、役人をおやめになりました最後の俸給に何百分の何十をかけるということでもって、やはりに機密事項にわたりましても、私どもは一個人中川としてここでお尋ねをしておるのではありません。国民の代表としてお尋ねをしておる。これに対して職務上の機密だという逃げ口上でもって、あるいは憲法違反になるとか何とかいうような、そういう都合のいいよう憲法を解釈し、法を曲解して答弁を避けられようとしておるのぢゃないかと思うのです。またこれが目にちを要するから、今すぐ出せと言つても困ると思つておりますが、私は、これはもう一ヵ月以上も前から恩給局長に要求しておる問題であります。今まで、調べようと思えば調べられる時期は十分に恩給局長

に与えておるはずです。しかるに言^セなうとはしなかつた。もし地方公務員であるとか、あるいはその他の関係で地方政府に聞き合すことが必要でありますならうと^セはあります。政府としてそのくらいのことを聞き合すこととは当然じゃないかと思いますが、長官はどうお考えになりますか。
○今松政府委員 恩給をもつておる者が国会議員になつておる場合に、それを合すことは当然じゃないかと思ひますか、こういふことは今お話をよう調べ上げれば調べられるのです。ただ高額所得になるためにはほかのいろいろな収入があると思うのですが、そういうものを調べ上げてここへ提示するといふことはいかがなものかと、私ども今疑問を持つております。従つて今国会議員の方で恩給をもらつておる方が幾らもつておるか、こういうことにつきましては、一応私の方で取り調べをしてみまして、またそれをこうう席で発表するか発表しない方がいいのかということについては、係りとも相談してきめたいと思います。

入があるうと、国会議員であつても必ず歳費だけではやっていけないのでです。からわれわれはいろいろの収入の道講じております。そんなことを私はただの一回も恩給局長に要求したことはない。たゞ恩給局長に、今長官の言ふるようによく恩給はどうなつておるか、ただそれだけの資料を要求したのです。いつ、どこでそういうことを要するように恩給はどうなつておるか、したか、またそういうことを長官に告しておるのかどうか。

○今松政府委員 私がただいま申し上げましたのは、恩給局長からそういうふうな要求があつたということを聞いたわけじゃありませんが、今申し上げたよんな考え方を私は持つておつたものですから、一応申し上げたのであります。

○中川委員 それならわかります。かりましたが、とにかくそういうふうに、事ごとに資料を提出するという思想が当初からない。私は先ほど申し上げます通り、きのうきょう迫ってこの資料を要求したのではないません。はつきり日にちは記憶をしておりませんが、私は少くとも一ヶ月前から要求しておるはずであります。それに今日まで出さずにおいて、あるいは四十日かかるとか、相当の日数を要するから出せない、こうした点から見まして、公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者であつてはいけない。こういうような意味から言えれば、私は恩給局長はきわめて意地悪だと思う。私ども議員の正当な資料の要求に対して、しかもこの委員会を通じて要求していることに対する、言ふべき

左右にし、あるいはそういうふうな
いろいろな逃げ口上を作つて出すまい
することは、私は国会軽視だと思う。
これに対しては今松長官は、この公文書
員法の七十八条の規定によつて、こと
な役人は免職する意思があるかどうか
か、お聞きしたい。（笑声）慎重に御
答弁願いたい。笑いことでない。

○今松政府委員 非常にむずかしい
でございますが、私といたしましては、
もし遺憾の点がありましたならば、
私が上司としておわびをいたしまして
が、よく事情を取り調べまして善処
いたしますが、この問題のために免職
するかと聞かれますと、私ちよつと
答えたしかねるのでござります。

○中川委員 国家公務員法の七十八條
に「職員が、左の各号の一に該當す
る場合には、人事院規則の定める所
に従つて、その意に反して、これを
降任し、又は免職することができ
る。」という規定がござります。そ
こに従つて、その意に反して、これを
降任し、又は免職することができ
る。」
第一は「勤務実績がよくない場合」、第
二は「心身の故障のため」、私は心身
に故障があるのだらうと思う。心身
いうても心の方に故障があるのだらう
と思う。「職務の遂行に支障があり、
又はこれに堪えないので場合」第三は「
他の官職に必要な適格性を欠く場合」
こうある。今速記録を調べてみると、
らつてはいるから明瞭になると思いま
が、先般私が質問をしましたのは、職
員の恩給に対する資料を出してもら
たいという質問をしたのです。ところ
がこれはどうも個人の財産権の問題
何か憲法二十九条ですか、その問題で
何かを取り上げたんだろうと思うので
すが、そういう問題になりやすいやつ
ら、とにかく憲法の違反になると

ふうに考へるからこれは出せないといふ答弁があった。そこで私はそんなことが憲法違反になるか、法制局の意向を聞こうと言つたら、法制局からこられて、そういうことは憲法違反にならないと思うという答弁があつた。私もそのことにつきましては各方面の意見を聽取いたしました。こんなばかなことをあるかとは思いましたかといふが、そういうことが憲法違反になるとあるいは国会からそういう資料を要求され、これが提出せないとかといふ私も多少調査をしたのでござりますが、十八条の規定に該当すると思う。むろん今私がそういうことを言つたからといって、長官から、それじゃ免職しますというような御答弁があらうとは思はずといふが、しかし十分に検討していただきたいと思う。こういうことで、近時ややもすれば、私が先ほど申し上げておりますように、日本の役人の中には法を曲解したり、自分の都合のいいように解釈したり、憲法を無視したり、国会軽視の動向が最近はなはだしいのです。私どもは国民の代表でございまして、国会議員の職責が予算の審議と行政監査にあるのでありますから、そういう大局的な見地に立って、私どもは資料を要求しておるのであります。私も十分に関係政府の人にしてこの旨を進言いたしますが、長官は御責任者として十分にこの点につきましては御検討願いたいと思います。

申し上げたのです。従つて、先ほど長官が御心配になりましたように、だれがどこで収入があるとか、そういうことを言った覚えは私にはございません。またそういうことを言うべき筋合のものでもないのです。そういうことを言うたことはない。これに對して恩給局長は——ここにいろいろたくさん書いてあります、「果して職務上の秘密であるかどうかという点につきまして十分な確信を持ちませんので、その点につきましても十分検討させていただきたいと思っております」。私は全部読んでいいのです。これが憲法違反になるかというような問答があつたわけなんです。ところが恩給局長は、そういうふうなことで、要するに出来ないということを根拠に置いて言つておることでございますから、はつきりした答弁がなかつたわけです。そこで私としては、法制局の方に来ていただきて、こういうことが果して憲法二十九条の財産権不可侵の問題に該当するかどうかという意見を聞いたわけでござります。ですから先ほど長官がおっしゃいましたように、私は決して個人の個々にわたつての収入の点なんかを要求したわけではないであります。ただいま、そういうことであるならばそれなら出してもいいといふことでござりまするが、いつごろまでに御提出を願えますか。早急に出していただきたいのです。

○今松政府委員 私も今お話を速記録を拝見いたしまして、もし恩給局長の発言に不穏な点がありますならば、取り消しますなり、また陳謝しますな

申し上げたのです。従つて、先ほど長官が御心配になりましたように、だれがどこで収入があるとか、そういうことを言った覚えは私にはございません。またそういうことを言うべき筋合のものでもないのです。そういうことを言うたことはない。これに對して恩給局長は——ここにいろいろたくさん書いてあります、「果して職務上の秘密であるかどうかという点につきまして十分な確信を持ちませんので、その点につきましても十分検討させていただきたいと思っております」。私は全部読んでいいのです。これが憲法違反になるかという点につきまして十分な確信を持ちませんので、その点につきましても十分検討させていただきたいと思っております。

○中川委員 上司の許可が必要という判断をしたの

頼みたいと思います。

それから恩給局長が直ちにここでそ

れではその資料を出しますということ

をお答え申し上げなかつたのは、結局

官であります。手続をとりまして善処

したいと思いますから、この次までお

待ちを願いたいと思います。

○中川委員 こういうことが一々上司

の許可をとつて出さなければならぬ

問題でござりますか。恩給というもの

は、だれが幾ら取る、だれがどういう

ふうになるということは、最後の俸給

なり、職務上の秘密に属する事項を発

表するには、所轄庁の長の許可を要す

る」という規定がござります。私は、

個々の恩給額というものは職務上知

ることのできた秘密と解しております

ので、これを公表する場合には所轄庁

の長の許可を要する。国家公務員法第

百条第二項の規定に該当する、こうい

うふうに判断しております。

○中川委員 おかしな話だと思うので

す。これは先ほど来申し上げます通

り、私は個人中川俊思としてその資料

を要求しておるのではありません。私

ども議員の職責上、当然行政を監査

し、また予算を審議しなければならな

いといふ建前から要求しておるのであ

ります。ことにこれが職務上の機密と

いうのは一体どういうわけですか。こ

んなことが機密事項になりますか。も

も、そこからピックアップすればい

い問題なんですから、それに一々上司

の許可をとらなければならないからと

は非常にやつかいだと思いますけれど

ならない問題だと思ひます。それは、

数が三十万なり五十万なりたくさんございますから、これを一々めくること

は不満足です。私ども議員の立場にお

いてこの資料を要求しておるのであります。

これが次の機会まで出せない、あるい

は出す出さぬは別としまして、研究し

なければ明確なる答弁ができるないと

いといふ建前から要求しておるのであ

ります。ことにこれが職務上の機密と

いうのは一体どういうわけですか。こ

この問題をお考へになる理由がわから

ないのです。私どもの資料がこうい

うことでござりまするが、それほどに

この問題をお考へになる理由がわから

ないのです。私どもの資料がこうい

うことで阻害をされるということは、国

会審議の上におきまして非常な支障が

ここに伴うのではないかと思ひます

ます。私どもはそれに基きまして、議

員としての態度をまたきめなければな

いものであつたとお考へになりますか。

○今松政府委員 さようになります。

○受田委員 総務長官もさよにお考

へなるとしますと、明治八年に軍人、

明治十七年に文官、こういう形が恩給

申し上げたのです。従つて、先ほど長官が御心配になりましたように、だれがどこで収入があるとか、そういうことを言った覚えは私にはございません。またそういうことを言うべき筋合

のものでもないのです。そう

いうことを言うたことはない。これに

對して恩給局長は——ここにいろいろ

たくさん書いてあります、「果して

職務上の秘密であるかどうかという点

につきまして十分な確信を持ちません

ので、その点につきましても十分検討

させていただきたいと思っておりま

す」。私は全部読んでいいのです。これが憲法違反になるかというよう

な問題でござりますが、私もやはり事務

でござりますか。總理でござります

か。その許可をとらなければお出し願

えないということですか。

○八巻政府委員 ただいま長官の申さ

れた点は、國家公務員法第百条の第一

項「職員は、職務上知ることのできた

秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後といえども同様とする。」第

二項に「法令による証人、鑑定人等と

わかつておることです。役人をやめて

恩給をもらうようになりますれば、わ

しの恩給は幾らだということはすぐわ

かるのです。明瞭なことであつて、し

かもこのリストを出すのに一々上司の

許可をとらなければ出せないといふよ

うな——もし日本の役所の機構がそぞ

であるといたしますならば、そういうよ

う機構は私どもとして一つ考えなければ

ならない問題だと思ひます。それは、

数が三十万なり五十万なりたくさんござ

りますから、これを一々めくること

は不満足です。私ども議員の立場にお

いてこの資料を要求しておるのであります。

これが次の機会まで出せない、あるい

は出す出さぬは別としまして、研究し

なければ明確なる答弁ができるないと

いといふ建前から要求しておるのであ

ります。ことにこれが職務上の機密と

いうのは一体どういうわけですか。こ

この問題をお考へになる理由がわから

ないのです。私どもの資料がこうい

うことでござりまするが、それほどに

この問題をお考へになる理由がわから

ないのです。私どもの資料がこうい

うことで阻害をされるということは、国

会審議の上におきまして非常な支障が

ここに伴うのではないかと思ひます

ます。私どもはそれに基きまして、議

員としての態度をまたきめなければな

いものであつたとお考へになりますか。

○今松政府委員 さようになります。

○受田委員 総務長官もさよにお考

へなるとしますと、明治八年に軍人、

明治十七年に文官、こういう形が恩給

になります。

題は資料を出せないとおっしゃるので

ありますでしょうか。私は先ほど米申し

ておきましたように、そつは解釈して

いよいよです。こういうふうなことを

言つて、結局しょせんはなるべく出

ます。

● ありましょうか。私は先ほど米申し

ておきましたように、そつは解釈して

いよいよです。こういうふうなことを

言つて、結局しょせんはなるべく出

ます。

● それから恩給局長が直ちにここでそ

れではその資料を出しますといふこと

でござりますか。總理でござります

か。その許可をとらなければお出し願

えないということですか。

● それから恩給局長が直ちにここでそ

れではその資料を出しますといふこと

でござります

が、この生い立ちが天皇の官吏、天皇の軍人にに対する恩恵的特権であるというところに門出をしているとします。ならば、その当時の根本的な考え方、たとい国民全体の奉仕者という立場に民主的に切りかえされた今日といえども、法律の形態がそのままに残されている部面が多くあることを御存じでございましようか。

○今松政府委員 恩給という言葉が、今の時勢に私は合わないと思う。これは敗戦後占領軍の治下にあつた当時におきましても、どうも恩給という言葉はおもしろくない——何か外国ではベニションといったそうであります。これが退職年金と訳さずに、初めのうちは恩給と訳していただそうであります。それが、どうも恩給というのは工合が悪いから、時勢にそぐわない言葉だから、退職年金に改める、こういう工合に切りかわったというように考えております。

○愛田委員 しかし、歴として、この恩給という言葉は法律の上に記録されているわけです。しかもその法律の文章を拝見いたしますと、旧式の「漢字」が用いられ、「すべからず」は「スヘカラズ」、「すべし」は「スヘシ」、こういう旧時代の文句がそのまま使われている法律が、ここに現存しているわけです。今回の改正案を拝見しましても、そういう部分があるのです。こういうことを考えてみると、その根本的な法律の考え方、まだ昔の形のままに残されている部面がある。法律そのものが昔の形態をとっている法律の形態が昔の旧軍人、旧官吏時代の天皇及び天皇の政府に対する忠実勤勉を旨とし、誠実事に従うという、旧官

のものが、形の上では残されていることと御確認なさらいでございましょ
うか。

○今松政府委員 御指摘の点は、さよ
うに残っていると思います。従いまし
て、われわれといたしましても、新し
い退職年金法を作る場合には、そうい
うような言葉につきましてはぜひ改め
て、現在に即したようを持っていきた
い、こういうわけで検討をいたしてお
ります。

○受田委員 私は、今世論のきびしい
批判を受けている旧軍人恩給増額問題
の、その批判の根柢に横たわるもの
は、この恩給法という法律が、先ほど以
来申し上げているような旧弊のままの
形の生い立ちに立つており、しかも法
律の文章から、法律の形態からが昔の
ままに残されているところに問題の一
つがある。もう一つは軍人という特権
的な存在であつたものが、金額の上蓮
下厚への努力はされることながら、依然
として階級差が残されて、旧軍人の形
態の階級差がそのままの形において残
されているというところに、批判の第
二の理由があると私は思うのです。
従つて私自身から考えましても、旧軍
人に対してはなはだお気の毒な点は、
先般米政府が三百億増額を決定された
当時の新聞世論を見ましても、旧軍人
恩給復活という批判の中に、大將、元
帥は月に六万円も七万円も恩給をもら
うことと書いてある。これは大將の仮
定俸給七十二万円ばかりのそれを、目
法にないのである。ないのに元帥とい
うことが書いてある。これは大將の仮

思いますが、そうした知性の高い人すら旧軍人恩給というものがばかげて高いものだという先入観を持っておられるので、そういう新聞にも誤られた数字が堂々と書いてある。これは、それらの人々も新聞に出される前に十分検討していただかないと、りっぱな社会人として尊敬されている方々の権威を失墜するという心配を当時しておったものである。しかしながらそういうところの数字上の先入観から来る旧軍人に対する、特に高級軍人に対する高い恩給額に対する批判は、要するに軍人恩給をもらう人全体に対する批判となり、さらにそれが英靈となられた遺家族の上にも及んで、批判を受けるということになつておるわけです。私は、政府与党の諸君が十分この恩給法の性格を新感覚に切りかえなかつた大欠陥が、そういう結果をもらしたものだと思っている。

お出しになつておられる。この勧告要綱を拝見いたしますると、その冒頭に、恩給という文句は古い観念であるから、新しい形で退職年金制度にすべしという、ただいま総務長官がおっしゃったような形の方向へ勧告がなされています。この勧告は昭和二十八年に出されておるのでございますが、自來日月をけみること満五カ年、依然としてこの解決を見ていないというその理由はどこにあるか、これに閑しまして、総務長官の御答弁をいただき、同時に引き続ぎ人事院総裁は二十八年に勧告されたこの勧告要綱が実現をみないことについて、いかなる見解を持つて、おられるか、相次いで御答弁願いたいと思います。

議が、現在の公務員法では非常にむずかしい分れ方になつておる。それをまつた今度公務員調査室の答申では昔のよくなれたとえて申しますと、判任官と雇員というような形に改めるべきではないかといふような答申があるようであります。従つてこの問題を解決いたしましたすることが一番先決問題だらうと考えまして、私が昨年八月に任官いたしまして以来、できれば今国会に公務員法と一緒にこれを提出することが理想的であると考えて、努力をいたしましたが、関係するところが多くて、結局結論が得出せなかつた、こういう状況になつておりまして、この点はまことにおしかりの通り、政府の方が少しおくれ過ぎておる、こういうことを感じております。

と人事院の申しております退職年金とは全然違うでございます。つまり国家が全責任を持つ自分の使用人の老後を慰めるか、それとも相互扶助による共済組合によつて、お前たちは勝手にやれ、もつとも共済組合になりましても、國家は給付をいたしますけれども、これは全然國家としての立場が違うのでござります。人事院が強く主張いたしておりますところは、国家が自分の責任を持つてやりたい、旧軍人恩給がありますように、一般の公務員もやりたい、こういうことでござります。ただし從来の恩給制度の欠陥はこれを改めなければならぬ。その第一に改めることは、従来の恩給はただ要る金を毎年予算に計上いたしております。これでは計画性がございませんので、人事院といたしましては、保険数理の計算に基きまして七十年後の国家支出がどうなるかというところまで計算して勧告をいたしております次第でござります。第二は、昔の文官と雇用人の区別といふものは現在の公務員とは違つております。現在公務員といわれております人々は、国家から給付を担当しますこと、国家において選任されておりますこと、国家から給付を受けておるといふこの三つの特色以外にはございません。そこで人事院の退職年金制度は、いわゆる昔の官吏は恩給を与え、雇用人は共済組合の長期給付を受けるという制度をやめまして、全体を通じて民主的な退職年金制度をやりたいというのが第一点でござります。第二点は、さいぜん申し上げました保険数理に基く——これは公務員法に書いてございます。保険数理に基づます確実な長期計画を立てて国家の

全責任でやるということをございますので、これは二十八年に勧告をいたしました以来、今まで四年間も行われませんことは御指摘通りで、われわれといたしましても責任を感じます。が、われわれといたしましては、この最近恩給の改正問題が強く取り上げられておりますので、人事院としては強くこの勧告の実現を望んでおりまます。その一番の焦点といたしますところは、私ども公務員を扱いますのに、公務員は國交権も持ちません。言論の自由も束縛いたされております。されども民間に比べて悪うござります。そういう人たちの老後に對しては、せめて安らかにするためにぜひ国家が自分で責任を持つた退職年金制度をやつていただきたい、かよう内閣にお願いしておる次第でござります。

○受田委員 人事院の立場からする退職年金制度に対するきわめて切実な御要望の数々の点が今總裁によつて明らかにされました。しかるところ人事院のかにされました。しかるところ人事院の勧告によるならば、雇用人と一般公務員との区別をしないで、これをまとめていきたいというお考へでござりますけれども、実際に現在の恩給制度の上に問題になるのは、一般の公務員と雇用人の区別をしないで、これをまとめていきたいというお考へでござりますけれども、実際に現在の恩給制度の上に問題になるのは、一般の公務員と雇用人の立場にある人々がある程度の差別待遇を受けるという結果が現われること、これはどうしても否定できないこと、これがどうしても否定できないこと、これがどうしても否定できないこと、これがどうしても否定できません。たとえば全期間を通算するというような措置ができる

○淺井政府委員 人事院の勧告におきましてはそれはできることになつておるのでござります。なお経過措置は別に考えます。ただ、今總務長官から仰せられました公務員制度を改正して、今の公務員の範囲があまり広過ぎるから、その一部を公務員の外に出そう、さらに突っ込んでお尋ねしたいのは、さうした形の上にさしあたり手直しをしておる、今までの恩給法、現在置かれておる恩給法、といふものを、政策的に古い官吏軍人時代の感覚から、もつと民主化しておる程度です。従つて恩給制度の古い考え方、すなはち天皇の官吏時代ののような考え方をあまりきちっと持つておる程度です。従つて恩給制度の古い考え方、すなはち天皇の官吏時代の

ら給付を受けておること、この三つの特色でまとめておるのであります。このうち從来のように勧任官、奏任官、判任官だけを公務員として、あとは公務員でないものにしようというよな努力が現在の恩給制度の上にはこれはなかなか見出そうとしてもむずかしい。そこで退職年金制度という新しい法制度をとつてこれで救おうというお考へだらうと思うのですが、ここで今人事院がそういう形で勧告されたことを実施せられるとしても、七十年先までの長期計画による保険数理を基礎にした考へをもつて実施せらるようとしましても、どうしてもそこには雇用人の立場にある人々がある程度の差別待遇を受けるという結果が現われること、これがどうしても否定できません。たとえば全期間を通算するというような措置ができる

○受田委員 そこで今後の恩給制度を改変した新しい退職年金制度のあり方に問題が残されるわけですが、今国民年金制度の施行について世論もようやく巻き起り、政府も、ことに岸總理も年金制度から実施したいと社会保障制度審議会の大内会長にも言明されておる

○淺井政府委員 そのうえで、公務員の退職年金に関する法制上の整理ができておらないということは、あまりにも片手落ちである、手おくれである。むしろもう世論は、こうした

大公務員の退職年金に関する法制上の整理ができておらないということは、公務員の退職年金制度といふものを乗り越えて

國民年金に移行すべし、一足飛びにそこへ行くべしという声まで相当強くなつておる、そういう段階によちよちと今はから物事を根本から考え直そうといふ

ことになつてゐるようでは來年度から國民年金制度への実施の運びは容易でないと思います。従つて私は今から

直しするようなものを何とかするといふ措置をとる用意はありませんか。

○淺井政府委員 私から先にお答え申し上げるのはおかしいと思いますけれども、もはやこれは手直しの時期ではないと思います。この際はもうぜひ人事院の提示した勧告のようない退職年金

に切りかえるべき時期に来てゐると思ひます。ただ受田さんの御発言中、將

来國民年金に移行するかどうかという

ようなお話をございましたけれども、

これはイギリス、アメリカ、ドイツ、

フランス等の主要國家におきまして

も、官吏の恩給、いわゆる退職年金と

いうものは、國民年金とは別個に存在するものということになつておると思ひます。

内容をなすものにつきまして、われわれはある程度示されておりますその内容が、大体人事院勧告と同程度のものであるといふうには思ひますけれども、詳しい比較ができる程度の資料がまだ示されておりませんので、はつきりわからぬ点もございます。それでこの共済組合法の改正案によりますと四・五%ということになつております。われわれの方は三%でござりますが、それはどういうふうに給付内容が組まれておるか、またその間にその計算の基礎になります死亡、生存の関係をどういうふうに考えておるか、またこれは長期計画でござりますので、金利の関係というものが当然出て参るのであります。それがどういうふうに運つておるか、あるいは公務員であります間に、途中で脱退と申しますか、終身勤務して、そしてその年金の受給に至らない間に抜けていく者の割合でございますが、こういうような者をどう考えておるか、その辺にもいろいろあるのじやなかろうか。大体われわれの方の人事院勧告におきましては、公務員の掛金を三%ということにいたしておりますけれども、はつきりわからぬ点がございますが、その給付内容というのは大体同程度ではなかろうかといふように考えております。

○受田委員 私は人事院の側の意見をもってただ一度はあなたの立場から共済組合方式を批判するのです。そうしますと、今題が起るのです。それは国家公務員法第百八条の恩給制度は、健全な保険理数理を基礎として計画され、人事院によつて運用されるものでなければならぬ。」というこの法律の考え方には、あなた方が考へておられるような方式の退職年金制度をしかなければならない。ということであつて、大蔵省の考へている共済組合方式をとるということになると、それは国家公務員法違反であるということになるとお考へになりますか。

ては、現行の恩給制度を退職年金制度に切りかえることを基本方針とする。——これははつきりしております。その方式を、大蔵省が考えておる。ような共済方式にするか、また特別会計を作つてやるかについては、別途緊急に検討する。こういうことで、まず閣議の了解をいたしました。從て、私の方といたしましても、非現役公務員に対する退職年金などの支度で改めるかということは、これは政府部内で至急に検討いたさなければいけませんが、根本の方針としては、先ほど浅井總裁が述べられておるよろしく、現在の公務員に対する観念を改めまして、民間のような雇用契約のもとしない限りは、国家公務員の特殊性というものは認めなくちゃならぬ。従つて、どちらにきまるようになりますかわかりませんが、もし年金制度が私どもの考へておるような特別会計で國家がやる、こういうことにきまりなれば、これはいわゆる恩給法でござつて、官吏と雇用人とを通じて同一の制度を改める、こういうことが一番かつてあると考えております。

す。 前回の業界公認会議は、午後四時一分開議を午後零時七分休憩を開きました。 質疑を続行いたします。 受田新君。
○受田委員 今大蔵省と人相院が御労いただくようござりますから、それに先立つて午前中の質問の続きをさしあたりここにいらっしゃるお二の方を中心にしてみたいと思います。 私は、文官と旧軍人との恩給上の問題の解決をどうしていくかということについて、御所見を伺いたいと思ふ。
今度出された改正案を拝見いたしましたと、総理みずからも、また今松長官自身も、文官との不均衡を是正するという大目標を掲げられております。 文官との不均衡、この問題は、私たまたまから指摘する数々の事例によつて解決を願いたいのですが、今で旧軍人は文官に比べて著しく低い待遇を受けていたのだ、こういうことございますが、しかしく吟味すると、軍人の方は十二年で恩給がつき、また准士官以上は十三年で恩給つく。 かかるに一般的の文官は十七年たたなければ恩給がつかない、ここ大きな在職年の取扱いについて差があります。

人は恩給納金をしていなかつた、満州事変から支那事変のときまで、こく短期間されておつたようでござりますが、そのほか恩給納金をしておらぬ、国家に掛金をかけておらぬ。文官は百分の二といふ掛金をすつとかけてきてゐる。そういう比較ができる。

もう一つは仮定俸給の設定の仕方で、軍人の方は実際もらつておる俸給よりも高い仮定俸給をつけておられた。文官の方は、実際もらつた実額が、そのまま仮定俸給になつて恩給がつけられたという差等がござります。

かように考えてみると、軍人と文官には、すでに恩給上の取扱いにおいて、軍人優位の原則が貫かれておつたわけです。天皇の軍人という立場から、戦争に参画するこれらの人々を激励する意味で、非常に優遇をしておつたということがいえるわけです。

もう一つ、公務扶助料の問題に關係しますが、公務扶助料も終戦當時の仮定俸給でいいますならば、兵は、兵長まで月額五十円に計算されておつたわけです。ところが文官の方は、三十円、四十円という安い仮定俸給の基礎になつた金額があるわけです。こういうものを考えてみると、軍人に対しては、戦争参加という大きな目標を持つていてがゆえに、特に優遇されたという歴史があると思うのです。従つて、天皇の軍人を優遇するという恩給法の当初の出発の思想は、その理念は、ずっと今まで貫かれておる、かよう私に考えるのであります、この軍人優遇の原則がもはや直されておるという確信がございましょうか、お尋ねを申し上

計算した場合においてどういう事例があるかといいますと、この四十割の倍率を元に計算した文官の特別公務の場合、台湾の蕃人征伐などで殉職した、いわゆる軍隊の場合の戦争参加者の名譽の戦死、殊勳功に当る立場で文官の巡査がなくなられたた。その扶助料は、特別公務の場合で二万九千二百七十八円というのがあるわけです。これは在職一年で、仮定俸給が四万三千九百十七円。また普通公務の場合に三十三割の計算でいた巡査の場合でありますならば、これは在職一年五ヵ月の者で、わずかに二万百三十九円の扶助料をもらっておる人があるわけであります。そうしますと、こういう非常に低い公務扶助料しかあるわけではありません。しかし、特別公務の四十割という計算にしてあります。扶助料をもらっている人があるわけですが、こういう現実を見たならば四十割の公務扶助料よりも半額に近いといふ、非常に低い特別公務、普通公務の不均衡論の上から問題にならぬのじやないかと思うのであります。いかがですか。

に低い公務扶助料の場合がある、すなはち四十割にいたしましても三万円以下であるとか、三十三割にいたしました。月額三十七円五十五銭以下の、すなはち三十円とか二十五円とか、非常に低い退職時の支給俸給で勤務されて、そうして公務で死亡された巡査につきましては、おのずから二等兵以下の仮定俸給もありますからして、従つてそれに見合つて一万二千円ベースの仮定俸給も作られた。従いまして、それを基礎にしての四十割というものの、あるいは三十三割というものは、おのずからやはり低くならざるを得なかつた、こういうような事情に基くものでございます。従いまして、これらと見合いにするということは非常に例外的なケースでございまして、むしろ大部分のものは兵長クラスの人が多いのでござります。それとの見合いといふのが中心になるのでござります。今回の措置といったましても、これらが非常に低いのがあるということを局長も確認されておるのでございまして、それを基礎にして、新しい文官の公務扶助料の倍率によって計算した扶助料に改定しよう、こういうふうに考えております。

○八巻政府委員 文官の公務扶助料につきましては、これは昭和二十八年ににおける法律百五十五号の倍率の改正に伴いまして、新倍率の適用された文官の公務扶助料と、こういう間のバランスの問題というものがございます従いまして、文官については、現在でも自衛官あるいは警察官等におきまする公務扶助料という問題がありまして、そして現在の百五十五号以後の下の方は二十七割、上の方は十七割という、新しい倍率が適用されて現在行われておるわけであります。従いまして、文官につきましてはそうした一連の関係におきまして、旧文官と新文官とのバランスという問題が問題にされるわけであります。

片や軍人につきましては、その前後のバランスということはございませんで、同じ時代における横のバランスという問題があるわけでございます。従いまして、旧文官と同じ時代になくなつた軍人という横のバランスが問題とされまして、その横のバランスを直すまでは、縦のバランスといふものが当然また出て来るわけでございまして、それから別途に考えなければならぬ、こいう意味で、むしろ新しい現在行われておるところの文官の公務扶助料に関する倍率というものを基本的なものとして、そうして文官についてはその

バランスを考えていくというふうに考

えておる次第であります。

○受田委員

今回の政府の改正措置を

見ますと、こうした武官よりもはるかに低い四十割に計算してもはるか

に低い公務扶助料をもつてている文

官、この人々の仮定俸給を兵長並みの

九万円までベース・アップ、引き上げ

る。しかしながら倍率は三五・五でな

くして二六・五という倍率を用いてお

られる。軍人の方が文官よりも高い倍

率を用いられるということになると、

文官並みでなくて、今度は文官の方が武

官並みの扶助料の引き上げを要求しな

ければならぬという問題が起きると思

うのであります。この不均衡感をわざ

わざ今回の改正においてすら文官を低

いところ、二六・五という倍率に置いて、武官だけ三五・五という倍率に直された根拠はどこにあるか。今御説

明のような形でなくて、文武官の均衡

官が下位に立たれておるという現象

が起つておるわけです。文官の場合は

今の自衛官につないでいくと、

方かもしれません、自衛官の今の最

下級である三等陸、海、空士、これらの

俸給が六千円であるということから計

算された金額かと思うのでございます。

が、現在自衛官といふことを考へるな

らば、旧軍人も現在の自衛官といふも

のを標準に考へるべき性質のものでは

ないか。この倍率論は非常に重大な問

題でござりますので、三五・五と二

六・五というように、文官の方を下に

する倍率をおきめになられた理由をお

示し願いたいと思います。

○八巻政府委員 御承知の通り昭和二

十八年公務扶助料の倍率というものが

文官については二十七割から上の方を十

七割、こうきめたわけであります。こ

れは公務扶助料における一本の統一し

た制度として考へていたときまして、

文官についてには今後ずっとそれで通し

ていく。武官についても、この給与事

由が二十八年八月一日から生じました

ので、これによっていくという考え方

でやつて参つたのであります。しかし

ながらその後武官に関する、軍人に関

する公務扶助料の額が、同時代に死亡

した文官の公務扶助料の額よりも低額

であることにつきましてのいろいろな

検討が加えられまして、臨時恩給等調

査会において、その間の不均衡感を解

消すべきであるという結論が出された

わけであります。従いまして、その不

均衡感を解消する方法といたしまして

は、一万二千円ベースにおける四十割

という五万三千二百円というものと、

一万五千円ベースにおける三五・五と

いうものがつり合いでとれるというこ

とにおきまして、三五・五という倍率

を一一兵の公務扶助料の場合に仮定俸

給を九万円としたしまして、三五・五

という倍率を用いるということによつ

て、この間の不均衡感を抜本的に解消

できる、こういう観点に立つて今回の

改正が行われたわけであります。

なおただいま御指摘のごさいまし

た、しかばね文官との間にまた新しい

不均衡が起つてはいか、こういう御

指摘の点でございますが、文官につき

る説があつたわけです。結局一番強引

ごく少數の意見であった四十割という

数字だけにとらわれる意見を御採用に

おなつておるということは、答申の精神

にももとるのじゃないかと思うのでこ

とに、旧文官と新文官といふ一連の関係

におきまして、現在でもなお生きてお

るというか、ずっと生命の続いている

方で考えるという立場をとりまし

て、三五・五割というものが一万二千

一つの制度がつながつておるわけでござります。従いまして、前後の関係と

いうものの均衡が重大でございます。

いうものの均衡が重大でございます。

むしろ問題は、旧文官の公務扶助

料といふものを、ベース・アップを機

でやつて参つたのであります。しかし

ながらその後武官に関する、軍人に関

する公務扶助料の額が、同時代に死亡

した文官の公務扶助料の額よりも低額

であることにつきましてのいろいろな

検討が加えられまして、臨時恩給等調

査会において、その間の不均衡感を解

消すべきであるという結論が出された

わけであります。従いまして、その不

均衡感を解消する方法といたしまして

は、一万二千円ベースにおける四十割

という五万三千二百円というものと、

一万五千円ベースにおける三五・五と

いうものがつり合いでとれるというこ

とにおきまして、三五・五という倍率

を一一兵の公務扶助料の場合に仮定俸

給を九万円としたしまして、三五・五

という倍率を用いるということによつ

て、この間の不均衡感を抜本的に解消

できる、こういう観点に立つて今回の

改正が行われたわけであります。

なおただいま御指摘のごさいまし

た、しかばね文官との間にまた新しい

不均衡が起つてはいか、こういう御

指摘の点でございますが、文官につき

る説があつたわけです。結局一番強引

ごく少數の意見であった四十割という

数字だけにとらわれる意見を御採用に

おなつておるということは、答申の精神

にももとるのじゃないかと思うのでこ

とに、旧文官と新文官といふ一連の関係

におきまして、現在でもなお生きてお

るというか、ずっと生命の続いている

方で考えるという立場をとりまし

て、三五・五割というものが一万二千

円ベースにおける四十割に見合つとい

う意味におきまして三五・五割とい

うのとつたわけであります。この方

式が最も抜本的な方法である、こうい

うふうに考へたからであります。

○受田委員 結果的に見たら、臨時恩

給等調査会の答申の十項にわたる意見

の中でも少數意見である四十割とい

う主張が、そのままの形で通つておる

と同様結果になるということを御確認

され、確かにその点御指摘の通り

あります。従いまして政府といつても

いろいろな御意見のうち、この不均衡

感を解消する抜本的な方法としてはこ

れが一番いい方法であるという結論に

なります。従いまして言葉をかえて申し

ります。従いまして言葉をかえて申し

ますならば、旧軍人に關する准士官以

下の、主として応召者に対する倍率の

特例である、こういうふうに考へて今

ますならば、旧軍人に關する准士官以

下の、主として応召兵の遺族に対

しますと、確かにその点御指摘の通り

だと思います。しかしながら同時に考

えていただきたいことは、準士官以下

の旧軍人、主として応召兵の遺族に対

する待遇というものが四年先になると

思いますがけれども、そこまで逐次増額

するといふ建前で、五万三千二百円の

現行制度で言う四十割はベース・アッ

プしていいわけです。新しいベース

で言うならば、文官の方は四十割の人

はベース・アップしたとして倍率が三

十五・五割となる。結局文官はすえ置き

でございます。従いまして、四十割とい

うのと同様現行制度で四十割といふ

ことになります。従いまして四十割とい

うのと同様現行制度で四十割といふ

円ベースにおける四十割に見合つとい

う意味におきまして三五・五割とい

うのとつたわけであります。この方

式が最も抜本的な方法である、こうい

うふうに考へたからであります。

○受田委員 必ずしもともとるとは

考へおりません。あの中での対等な

立場における十の意見という観点から

いたしまして、政府は慎重に考慮いた

しました結果、あの線を採用した、こ

ういうわけでございます。

○受田委員 十項目にわたる意見が出て

いるわけですね。その一番強い線が四

味におきまして、文官系列における公務扶助料の体系といふものは、新しいこの文官の公務扶助料の体系に一本につきましては、軍人と文官という儀の均衡の問題がございまして、そこで軍人の公務扶助料の問題をバランスをとつたわけであります。また同時に軍人につきましては、准士官以下の下士官兵といふうないわゆる応召兵、これらの方々はいわゆる仮定俸給と申しましても、結局公務扶助料を計算する一つの手がかりとして定められたものであるということを考えますと、これら給と申しましても、また倍率と申しましても、その公務扶助料を計算する一つの手がかりとして定められたものではないかといふうな考え方を持ちまして、文官の系列からはずした一つの特例的な倍率というふうに考えて、今回の倍率を法的に書き立たこうというふうに御了解を願いたいと思ひます。

えて、軍人はあとに統く制度がないから、文官より高いところへ置いていい。というこの考え方は、これは武官優位の原則が恩給法の精神に流れている、かように結果的に見るとなると思うのです。いかがでしょう。

○八 卒政府委員 御承知の通り、倍率におきましても、少尉以上の者は、現在文官について行われている倍率と変わらないでござります。準士官以下のいわゆる下士官、兵につきましての倍率を特に旧文官との均衡という問題を考えつつ向上させ引き上げていく、こういうふうなことでございまして、これがするために文官の系列というものをこれにしわ寄せしなければならないということには考え方られない。文官は文官自体としての一つの縦の線としての均衡といふものがなければならない、こう考えております。

○受田委員 この問題は簡単な問題ではないと思うのです。結局政府としては、恩給法の精神の中に軍人の系列と文官の系列を分けておられる取扱いをされておるわけです。そしてその取扱いは軍人が優位であり文官が後位に立つという形のものがあるということですが、今あなたの御発言で明らかにされたわけです。そうしますると、結局恩給法といふこの法律は、やはり古い思想が現在生きているということになると思うのです。あなたはこの恩給法の精神からいまして、文官は今の文官に比較して、これらの文官にも比較しなければならぬ、将来の文官にも比較すると、いう局長さんの御所見であるならば、軍人の恩給と文官の恩給を分離するか、あるいは公務扶助料についてはこれを別ワクにして、今の制度に

も適用できないのだ、今の文官とはもう比較ができない、今軍人制度がないから比較ができないのだというお説にて、ことに軍人恩給の批判の中に扶助料が入っているという現状などを考えて、遺家族の特別な立場というものを別にしておく方とて、公務扶助料に関する特別の法律でも作って、これを別にしておく方が、恩給亡國の批判の外にも置かれ、また遺家族援護の精神にも一致し、また今恩給局長が言われたような文官と武官の二本立になる恩給法上の矛盾を解決することになると思うのですが、御所見はいかがでしよう。

○今松政府委員 ただいま受田委員のお説は私も非常にごもつともな点があると思います。二十八年に、一たんなくなつてしましました軍人恩給が復活した際に、そういうような処置がとられておれば一番理想的だつたと思いますが、これはもういたし方ございませんが、将来の問題として、ただいま恩給亡國とか何とかという問題が、多少の誤解も含んでおりますが、唱えられておると、いうことは、これは非常に遺憾なことがありますから、私どもも今のようなお説を私自身としては研究しておりますが、これを将来の問題として取り上げまして、十分に検討して、できればそういうような措置をしておることが一番いいのじやないか、こういうふうに考えております。

○受田委員 これから問題としてそういうものを考えてみたいという長官の御所見が開陳されたのでございます

るが、公務扶助料というものは、軍人に関する場合においては、これは今思ふに、現局長のお言葉の中にもありましたように、現在の公務員制度と比較はできないという観点からは、もう別ワクにすると、いう措置をとるべきである。社会党においても、この公務扶助料を別ワクにして、遣家族援護の立場から見た国民の軍人恩給に対する批判の中に、これをあわせて考えるということは非常に気の毒だという意味からも、これを別ワクにすべきであるという意見を持つておるのでございまするが、そういうものを何かの形で具現をする必要があると思います。特にこの公務扶助料の倍率の問題などを通じて、今恩給局長が現在の自衛官を考えた場合に、自衛官の一番下とそれから昔の文官の一番下とを比較されたのですが、自衛官というものは昔の軍人の変形であるという見方もあるわけです。そうすると、もとの兵が今の二、三等陸海空士といふ方へ変つてくると、いわゆる自衛官につないでいく見方も私はできると思うのですが、これはいかがでございましょう。

兵の公務扶助料というものは必ずしも自衛官における公務扶助料というものと全く同じように考えていい、こういうことにはならないのじやないか、そういうふうな気持があるわけでござります。

○愛田委員 恩給法五十九条による官には二%の恩給納金の制度が認められておる。ただしこの中に自衛官は除かれている。自衛官の中で統合幕僚會議の議長たる自衛官がその恩給納金をしておるだけで、あとの自衛官は恩給納金をしてないわけです。これは一つ私は問題だと思うのです。やはり昔の軍人と同じように自衛官は恩給納金をしてないわけです。なぜ自衛官だけ恩給納金をさせないのか。あたかも昔の旧軍人が恩給納金しなかったごとくに、現在の自衛官が恩給納金をされないというこの考え方は、旧軍人と現在の自衛官は相通するものであるといふ、一連の血脉が脈々と流れておるということがいえると思うがいかがでございましょう。

が、そういう措置をしなくとも納金は納金で納めるべきです。これはほつきりすべきものです。自衛官だけを恩給納金の対象外に持っていくということは、これはどうしても考えられないことです。昔の恩給では軍人だけが納金は納めないのです。現在も自衛官だけが納金してないのです。こういう特例を恩給法で認めたということは大失敗だったとお考へでないでしようか。

○八巻政府委員 その制度がよかつたか悪かったかは今申し上げる段階ではございませんけれども、今後における新しい制度と申しましようか、今後の改正と申しましようか、そうした制度が検討される時期においてはその自衛官の俸給たる基礎において差し引かれるとおるという元が見直されると同時に、あわせて納金は納金として納めさせることがいいかどうかということが検討されるべきものだと思っております。

○愛田委員 いかが検討されるべきだということでは私は納得ができないのであります。恩給納金制度を実施するならば全部に実施すべきです。特例を設けるということは、これは問題だと思うのですが、人事院としては、新しい退職年金に自衛官の恩給納金制度を別ワクに考えるという考え方があります。

○瀧本政府委員 人事院は公務員の醸出制度は画一的に全部やることになります。

○受田委員 画一的に考えていただきたい

ということをございますが、そういうお考へが新しい退職年金法の中にも考へられておるということになるならば、こういう現在の制度を改めること

にはやぶさかであつてはならぬと思うのであります。が、憲法上の既得権の問題からいって、この現在恩給納金をしていない者に納金をさせることが憲法違反かどうか、一つ御答弁を願いたい。

○八巻政府委員 これは新しい制度としてそうした積立金でまかなつていくべきという制度ができれば、おのずからそれはそれとして意味を持つものだらうと思うのです。ただ先ほど申し上げましたように、その場合には、俸給の基礎に恩給納金分を差し引いているという立場を是正しなければならぬものだらうと思います。新しい制度として俸給を直すというスタートに立つて、その上で醸出分は醸出分として出す。そしてそれを積み立てるとどうふうな制度にならなければならぬ、こう思つております。

○愛田委員 キヨウは非常に時間も延長しておるのでありますから、委員各位などごくまんを願つて、政府の皆さんも一つがまんしていただいて、質問に答えていただきたいと思います。私は今回の改正措置で、まだまだ一つ大きな問題があると思う。それは非常に低い恩給をもらっている人々に対する最低の保障がされていない。社会保障制度審議会の答申試案を見ると、国民年金額を実施する場合に、大体養老年金を六十五才として醸出制の場合に四万二千円を考えておられる。ところが現在恩給をもらっている者が相当数に上つてゐる。こういう国民年金の額にも達しない低い額の恩給をもらっている。これでは國

繪とは名のみであつて、大へんな問題だと思いますが、それは生活保護の対象にもなつてこない。わずかに一万円から一万二、三千円の扶助料をもつたる人は、扶助料をもらっているからといって、生活保護の対象にもならぬ非常な不幸な人がある。これは長期にわたつて恩納金をした人の奥さんであり、七十、八十、九十になつた方々が、今日一万円そこそこの扶助料で生活保護を受けることができないという、こういうはめになつてゐる。この低額恩給受給者の人々を国民年金の兼ね合いからいって、たとえば二万五千元とかあるいは三万円以下とかいう人々を、その線まで引き上げてやると、いう措置をとるべきではなかつたか、いかがでございましょうか。

ございませんので、そういう点につきましてはいかがか、こう考えております。しかしながら三万円未満の普通恩給につきましては、大部分今回のペース・アップによつて三万円以上のものになる、こう考えております。

○愛田委員 国民年金を実施した場合においても、既得権としてこれらの人々はやっかいな立場に立つわけではないのです。そのままの形にすべり込んでも、新しい国民年金よりはうんと低いところに置かれておるわけです。その人々に、特に普通扶助料の場合に、ベース・アップしてもまだ一万円前後の人があるということは問題なんで、今五千人と仰せられましたが、全国の地方公務員の例を申し上げると——今のは国家公務員の、いわゆる恩給局所管の人々であります、一般の地方で見ますと、地方公務員でもまことにあわれな待遇を受けている人々がある。こういう人々は、一応生活保障の最低限を二万五千円とか三万円とかまで引き上げて、国民年金施行によつても、人々の比較が問題にならぬという形で、これは待遇をされると思うのです。これは今回の改正措置によって、ある程度一番下をその線ぐらいまで引き上げるという措置をとるべきではなかつたか。今恩給法の精神からいって、生活保障は問題だと仰せられましたが、すでに公務扶助料に家族加給制度というものが四千八百円ある。この家族加給制度というものは生活保障の精神が織り込まれておるものではないでしょうか。

Digitized by srujanika@gmail.com

ても現当の額じゃないか、そういうお話をございましたが、私もつい先日、大内会長と藤林年金小委員長にお目にかかりましたが、今一番初めの近藤試案といらものを出しておるが、これは自分たちもこういうものがすぐできるということはまだ自信はないが、しかしこれを元としてこれから大いに検討してみる、その上で政府に答申をする、こう述べております。従つて国民年金が実施に移るという場合に、その額が今の恩給の最低をもらつておる人々よりも多い場合には、この両者の調整ということが行われなければならぬ、こういうふうに考えております。なおまた、ただいまお話をような低額であるという問題は、今保護家庭における額から申しましても、五人家族の方で一万一千円ないし二千円月にもらつておるわけであります、そういう点につきましては、社会保障制度と、この恩給制度——これは退職年金制度にかかる見込みでございますが、こういうものは並行して調整をしていく、こういうことが必要であろうかと考えております。

て、四万二千円という額は最低そこまで保障してもらいたいと思う。もう一つそこで関連するのは、こういう低いもののがなぜ出たかというと、ずっと昔の明治とか大正の時代にやめられたある人は、昔の給与制度、昔の官吏任用制度によって処遇された関係上、制度が途中で変わってきて、新しい制度で民主主義となつた今日、昔の低い雇用人のような立場であったものが、一応公務員という形をとらされておるけれども、古い制度上の欠陥による恩給額の非常に低い人を、新しい制度で何らかの形で比較して考えるという努力が忘れられておった。そういうところにこういう問題が起つたわけです。だからまずと前の、現在の制度から見たら相当の地位にあるべき人々が、制度上昔非常に低い地位に置かれたままの形で、仮定俸額を切りかえられてきた途中で、二、三回その不均衡是正がされたけれども、やはり今のような低いものが出来るところには、准級制度の調整がまだできていないと私は思うのです。恩給法が旧官吏時代にこれがとられた。それを途中で二、三回是正したが、まだ解決しないといふ問題が今のような低いところに置かれてきたわけであります。こういうところから考えて恩給制度には古い官吏万能時代、高官と下級者をぐんと引き、高級者がいばつた時代の下級の犠牲者がそのままの形で残されているという現象がある。これを何かの形で救わなければならぬということになると思うので

す。こういう制度上の欠陥があると、いうことに対して、これを今松長官非常に気に毒に思ひませんですか。
○今松政府委員 今御指摘の非常に低い俸給を基礎にして、恩給額がきまつておると、いう人がいるといふことを御指摘になつたのですが、たとえば月額三十円とか二十円とかいうふうな低い俸給でもって恩給を受ける。こういうふうな人について考えてみますと、これはもちろん御指摘のように、たとえば明治時代、あるいは大正の初めころ俸給が低かったのが、漸次待遇が改善されて参りましたして、初任給ともだんずだん上ってくるというようなこともありますて、古い時代の方々が初任給等も悪かったという点もございましょう。また俸給の昇給の仕方も後にいくほどよくなつたというふうな待遇改善の点もございましょう。しかしながら概的に見まして低い俸給が基礎になつて恩給が給せられておるというふうな方々は、加算がついて恩給年限によっておるというふうな人が多いのですから、官吏で申しますと、昔はなかろうか、官吏で申しますと、昔は十五年、昭和八年以後は十七年でございますが、十七年たたないと恩給がつかないわけでございまして、十七年もたつて、それほど低い俸給月額であれば、それは植民地等におきまして、加算がついて恩給になつておる、非常られませんので、そういう方々はおそらくそれが基礎になつておるとすれば、それは植民地等におきまして、加算がついて恩給になつておる、非常に短かい年限で恩給がついておる、十七年以上あつた方と同じように底を

全部上げてしまつて、同じように待遇することがいいかどうかということは、恩給の制度の上から技術的に考慮して参りますと、いろいろの問題があるという点を申し上げたいと思います。

○要田委員 今の非常に低い恩給や扶助料をもらっている人々はそういう程度の犠牲者です。そういうところの恩正が二、三回の不均衡是正措置ではまだそれがないという、りっぱな説明が残つてゐるわけです。こういうものが直き忘れられて、恩給法というものが、いかにも民主化されたといわれておりますけれども、官吏の間等差と、うものが根本的な形では残つてゐる。これを切りかえる必要があるわけでもあります。それで今生活保障といふことを申し上げたのですが、そういう年生を保険の性格とかあるいは制度上の欠陥の教説とか、こういうような問題がでります。そこで局長さん今家庭加給制度の内容をお尋ねしたのですが、家族加給制度といふものは生活保障じゃないのです。

○八谷政府委員 家族加給といふ制度は、公務扶助料及び傷病恩給の増加支給について現在行われておる制度でございます。これは公務扶助料等遺族の生活の実態といふものに即応しようとするもののがほつちりほつちり現われてきても、私はやがて國家公務員の場合の退職年金法ができる、あるいは国民年金ができるという、そういう流れでござります。

く過剰としてこの古い頃から漸減していくという形態をとるべきでないか、かように思うのです。従つてそれに連関してもう一つ問題は、今改訂措置を見ますと、兵の新しい扶助料は五万三千二百円、少尉にして五万三千五百円、その間に階級がずっと百円刻みで階級がついておる。万三千二百円というところは兵は兵のみです。こういうようなわずかでも毅差がついておるというところは間違と思うのです。これははつきり階級整理して、たとえば五万三千五百なら五万三千五百円一本できちつとち切つて、少くとも英靈となつて眠られておられる方々の遺族を守つてあげようというくらいの親心がなければ、は兵なりの扶助料をもらひのだ、上は上官なりの扶助料をもらひのだということは問題だと思うのです。たゞ百円の刻みをなぜ残されたか御答弁願いたい。

○八管政府委員 これは少尉におきましては比率は変わらないわけですが、従いましてベース・アップだけ当然あの額になるわけでござります。しかもこれは一割減という形でベス・アップが行われてゐるわけであります。従いましてその額と兵との間断層といふものは、これは一本にすかしないかという考え方の違いであつて思います。しかしながらわれわれたまその間の断層といふものは、やはりかな線で民主的に作つていく、そこでその間の断層といふものは、やはり倍率をなしてまたその間の断層といふものは、

多少ともそこに傾斜を作っていくといふことは、当然今までの恩給法の考え方から出てくるわけございまして、その間の差がたとい百円であるという点で、いつそのことそれを全部なくしたらどうかという御意見でございますけれども、私はやはり今までの恩給法の考え方から申しますと、少尉と兵との間の断層といふものはなだらかな線でつないでいくことが適当であろうと思ひます。

○受田委員 今松先生、少尉から兵までなだらかに百円刻みがあるわけですね。この百円刻みがきわめて平坦にいつおるわけだから、こういう形のものを恩給制度の上に残しておくべきだと局長が今おっしゃっておられるのけれども、あなたは伍長の扶助料、あなたは准士官の扶助料、あなたは少尉の扶助料というふうに、英靈の遺族が階級差をつけられるということは、戦地で赤紙一つでなくなられた方々の遺族の気持から見たら、これは問題だと思います。それをたった百円刻みで恩給法の精神を生かすために、このなだらかな線だけを残したと仰せられる政府の考え方を是正される勇断をおぶるに至る御決意はないか、一つ御答弁願います。

○今松政府委員 この問題は今受田委員のおっしゃいましたような説も、決定までの過程には意見として盛んに論ぜられたのであります。いろいろ検討の結果、今は先ほど恩給局長が御答弁いたしましたようなことに決定いたのでございます。今回これを変える

考へは持つておりません。

○受田委員 今日は、この遺家族処遇の特例的措置としては最終的なものと

考へられます

が、今後さらにこの問題

はしばしば考へ直すべきだ、たとえば

倍率は四十割とすべきだ、などと

いう御意見

がまだあるわけです。倍率を四十割に

する、今度は文官はどうなるかと

うと、文官の扶助料も四十割というこ

とが言えるわけです。そういうふうに

新しい問題が今度は起つてくるわけ

です。そういう新たな新しい問題も考へ

にされるか、今回限りの措置か、今回

をもつて最終的措置とするか、さらには

次にそういう機会があるとお考へにな

るか、御答弁願いたいと思ひます。

○今松政府委員 倍率の点につきまし

てもな点があると思ひますが、今回は

これをおっしゃるような方向に訂正す

る、もう今回を最後といたしたいと

思ひます。そこで、もう一度考へたいと

思ひます。

○受田委員 倍率の問題はこれで打ち

切りたい、こういうお考へを持つてお

る。そうしますと、これが最後だ、

この英靈の階級の差を百円きざみにつ

けるという扱いは、この際撤回してお

くべきですね。現在の政府として、今

の法律として戦後処理の問題を別にい

たします場合には、やはり論議の問題

になると考えます。

○受田委員 論議の問題といふこと

も、百円きざみでも差をつけられない

ということですよ。内心においては、金

額が上つたという問題ではなくして、

私たちもやはり階級差がつけられてお

るというこの気持はさびしいことだと

思ひます。またすでに英靈となつてお

るのです。

○受田委員 は、議論はされるが結果はどうなるか

わからぬということでしょうか。長官

としては、そういう精神を生かすよう

あるべきものだとお考へでしよう

か。

○今松政府委員 受田委員のおっしゃ

ることは非常にごもっともな点があり

ますので、これを論議されることと

われます。その結果どうなるかといふことを考へられると、とても私はさ

とはそのきになつてみないとわから

ないのじやないかと思ひます。

○受田委員 非現業雇用人は現業と同

じにするということになると、午前中

に松長官が仰せられたこととちよつと

矛盾があるのでないか、いかがでございましょう。

○今松政府委員 きょうの閣議了解の

用に對する希望及び退職年金制がで

が特別会計と決定するか、あるいは共

同の地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○今松政府委員 精神は非常にごもつ

ともな点があると思ひますが、今は

これをおっしゃるような方向に訂正す

る、もう今回を最後といたしたいと

思ひます。そこで、もう一度考へただけま

で、よくこれから加算、通

算、傷病恩給関係、それから所徴制限

その他の数々の問題点がひそんでおる

のでござります。

○受田委員 その他の数々の問題点がひそんでおる

のでござります。

○今松政府委員 精神は非常におもつ

ともな点があると思ひますが、今は

これをおっしゃるような方向に訂正す

る、もう今回を最後といたしたいと

思ひます。そこで、もう一度考へただけま

で、よくこれから加算、通

算、傷病恩給関係、それから所徴制限

その他の数々の問題点がひそんでおる

のでござります。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

うのです。いま一度考へ直される余裕

はございませんでしようか。

○受田委員 おられた旧上官と下官の関係を考へて

みても、英靈の上官と下官はおそらく

地下において、お前とおれとの階級差

がまだ扶助料に残つておるというよ

うことを考へられると、とても私はさ

びしく思われると思うのです。やはり

部下の遺族に対して自分と同じ待遇を

受けているということが、英靈に対する

安心感を与えることに私はなると思

濟方式でいか、この問題はあとで至急検討するということになつております。その際に特別会計として国家がこれをやる場合には、当然官吏と雇用人と将米同一の制度に改めるということになりますから、その点は十分に誤解のないようにしてもらいたい、こういうことをその席で申しております。従つて私はきょうの閣議了解の右と調整をはかるというのは、これは官房長官が自分でお作りになつた文章であります。これは今のような五現業と調整をはかるというばかりではなくて、第三の非現業の普通公務員について将米制度がきまつた場合にそれとも調整する、両方に響く言葉だと承知しております。

○受田委員 これは閣議の了解をされ

ているお二人のお考えが違うようです

ね。閣議というのは一本の形で出にならぬ。

どうも五現業と非現業の雇用

人の取扱いにおいて二つの見解になつていて、私感ぜられてしよう

がない。これはここで追及を申し上げることを遠慮しますが、その閣議了解

事項の内容について、ほんとうのところを——今岸本課長の仰せられたこと

と、長官の仰せられたこととの、五現業

特に非現業一般雇用人の取扱いの問題を、一つはつきりしていただきたい

と思います。これらは、この一つだけ

をもつても問題になるところでござい

ますが、今一番国民が関心を持つてい

ることだし、今回の恩給法改正の機会

に、これらの問題に対する政府の構想

を聞きたいといふことが、全国民の胸

の中にひびひとよみがえっていると思

いますので、政府の時々刻々の動き

を、国会を通じて国民に知らすこと

は、一般公務員に対しまして福利厚生

御努力なさるよう、次回のこの恩給改正の審議の際に、さらに一步前進した結論をお出し願いたいと思ひます。第二の問題として、現在恩給納金の金額はどのくらいあるか。そうしてこれを雑収入としてばく然とこれをませるべきものか、あるいはこれを何かの形で運用を考えるべきものか、そぞうのことについて御所見を伺いたい。さらに今後の問題については瀧本局長より、人事院の考え方について伺いたいと思ひます。

○岸本政府委員 恩給納金の金額でござりますが、本日資料を持ち合わせておりますんで、先ほどの資料とあわせて御提出申し上げたいと思ひます。

○受田委員 厳重な監督をするということになりますと、どういう機関を通じて、どういうふうにされるということになります。

○岸本政府委員 特別会計を設けまして、そうして特別会計でやる、こうい

うことでございます。

○受田委員 それに関連するのです

が、大蔵省の所管しておられる組合管

掌の各共済組合、これらの積立金の管

理、監督はどうやらがなさつておられま

しょうか。

○受田委員 それも関連するのです

が、大蔵省だけが監督されるということにな

れば、大蔵省だけで処分されるとい

うな形のものであるならば、国会で十

分これが討議されるよう——ただ大

蔵省だけが監督されるということにな

ります。そうしてまた特別会計のよ

うことでござります。

○受田委員 特別会計を設けまし

て、そうして御所見を伺いたい。

○受田委員 いと存じます。

経理理況に相なつておるかということにつきましては、これはほかのごうした人事院関係の予算関係と同じように、その資料を定例的な報告としてほんの件費でも出してないわけありますから、そうした意味で今まで出しております。

○受田委員 その問題はまた、政治的な立場に立たれる方から御答弁をいたしまつ、この扶助料の問題の中で、民間公務員の問題がある。これは今まで一つの問題でございましたが、民間公務員の問題である。これは今までの法律の中に出でておるわけですが、これは昭和二十年九月の初めまでに死亡された方といふものの待遇は今までつきり規定されておりません。それから後の死亡判明の人たちの待遇、これらはつまづきり規定されておりません。

○八巻政府委員 今回未帰還公務員の処遇につきまして、死亡のときにさかのばつて公務扶助料を支給するようになつております。

ただ九月二日以後に死亡した方、すな

れども支給期日は昭和二十八年八月一日

以前に生じまして、そうしてその支給

法の建前がなつておりますので、從

いまして、軍人に関するものにつきま

しては、昭和二十八年の四月分からといたしました。そこで、その現実の死亡判明後その届する月の翌月から支給する、こうしたことになつておられます。すなわち現在の法制の建前では、死亡判明後その届する月の翌月から支給する、こうしたことになつておられます。

○受田委員 その倍率の問題ですが、

二十八年八月以前に死亡が實際判明し

て、それをさかのばると、留守家

族手当の問題があるというようなこと

もありますが、一般公務員の場合に

は、二十八年八月に未帰還者援護法と

いう法律がきて、それで吸収された

わけです。従つてそれ以前に未帰還公

務員に対する特別の給与規定によつて

その俸給の一部が支給されておつたわ

けです。そういう二十八年八月以前の

留守家族法ができる前の死亡者といふ

ものの給与といふものは、未帰還公務

員の給与の規定によつたわけですが、

その関係を考えたときに、二十五年に

三割だったわけです。だから、その三

十三割の高い倍率の適用を当時の場合

には受けられるわけです。そういう考え方

が、現実に死亡した日にさかのばると

いう措置がとれないでしようか。二十

八年八月までで、それから上には上ら

ややつても十分実現できると思うのです。

○八巻政府委員 おそらくこの旧倍率

が適用されたといたしましても、三十

三割という普通公務の場合の倍率が適

用された、こう考えるのであります。

その時期になると、在職中の給与と

守衛族援護法といふものに変りまし

ます。それは受けとるという形になりま

して、在職中の給与制度が打ち切られ

て、そうして留守家族手当を受け得る

もので、それ以前にまでさかのばるとい

うことになりますと、在職中の給与と

の調整の問題も起つてくる、こうい

うことになりますので、昭和二十八

年の八月にまでさかのばる、こういう

ことになりますが、これがお

よそ何年間でなくなるか、毎年どう

いう金額で遞減していくかといふこと

です。

○八巻政府委員 これがむしろ権利の創設とし

て考えられる問題でもござりますし、

それはこの問題発表になりましたが、

今後公務扶助料の支給を受ける人々の

扶助料額でけつこうですが、これがお

よそ何年間でなくなるか、毎年どう

いう金額で遞減していくかといふこと

です。

○受田委員 その問題はまた、政治的

な立場に立たれる方から御答弁をいた

しまつ、この扶助料の問題の中で、

民間公務員の問題がある。これは今

度の法律の中に出でておるわけですが、

これは昭和二十年九月の初めまでに死

亡された方といふものの待遇は今まで

つきり規定されておりません。それか

ら後の死亡判明の人たちの待遇、これ

を今まで規定されるわけですが、この死

亡廻及規定、二十八年の八月にさかの

ぼつて公務扶助料を出すという考え方

ですが、それに対する一般公務員と未

帰還公務員の倍率は、幾らといふこと

になつております。

○八巻政府委員 今回未帰還公務員の

処遇につきまして、死亡のときにさか

のぼつて公務扶助料を支給するようになつております。

○八巻政府委員 こういうことでござ

います。

ただ九月二日以後に死亡した方、すな

れども支給期日は昭和二十八年八月一日

以前に生じまして、そうしてその支給

法の建前がなつておりますので、從

いまして、軍人に関するものにつきま

しては、昭和二十八年の四月分からと

いたしました。そこで、その現実の死

亡判明の翌月からということになつ

ておつて、それから給付期日が生ずる

ようになつておつたのが、今回新しく

しては、昭和二十八年の四月分からと

いたしました。そこで、その現実の死

亡判明後その届する月の翌月から支

給する、こうしたことになつておられます。

○受田委員 そのことになります。

○八巻政府委員 そのことになります。

について今松長官の御見解を承わりたいと思います。

○今松政府委員 日本の官吏で満州國の方へ行つて、また日本に帰つた方々の恩給の通算を認めた十八年の法律が出来ました際に、取り残された問題が残つておるようあります。こういう問題は先ほど恩給局長から申しました通り、恩給等の審議会でもいろいろ問題となりましたが、いろいろなケースがありますので、次にこういうような恩給を問題といたします場合には、あらゆる角度から検討して合理性のあるものはその線に乗せるというようなことを考えられるのではないか、こういうふうに考えます。

○保科委員 関連して。今大橋委員から言われたことは、恩給等調査会でも十分検討された問題であると思いますけれども、いずれにしても満州國の実態というものをやはり検討していただきまして、これは端的に言えば、日本の代行機関であつたわけですから、実質的にやはり精神的にこの問題を解釈していくだいて、十分に一つ再検討をしていただくことを特に私は政府に要望をいたしておきたいと思います。

○福永委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会